

名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和 及び兼務の試行実施について

1 趣旨

名古屋市緑政土木局所管の工事における現場代理人については、従来、工事現場への常駐を義務づけており、他の工事等との兼務は禁止されておりましたが、一定の要件を満たす場合には、工事現場への常駐の義務を緩和し、それに伴い現場代理人の兼務について認めることとします。

2 対象

対象となる工事は、当初請負金額が500万円未満の工事です。また、代理人を兼務できる件数・範囲は下記のとおりです。なお、単価契約の工事については500万円以上のものについても500万円未満の工事とみなします。

- 当初請負金額が500万円未満の工事及び業務委託（業務委託は金額の規定なし）について、計3件まで。
- 兼務できる現場の範囲は、会社所在地の同一区内又はその隣接区内まで。

また、上記の件数以外に、工事共通特記仕様書6に定める業務委託については1件、災害時等における緊急工事及び緊急業務委託についてはそれぞれ1件ずつ、別に兼務できるものとします。

兼務する際の詳細の条件等は後日ホームページに掲載する要領等を参照してください。

3 実施時期

平成26年1月以降に作成する設計書に、現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書を添付し実施します。

なお、現在施工中の工事などで設計図書に上記特記仕様書が添付されていない工事との兼務はできません。

4 その他

要領等の関係資料については、1月中旬までに、本市ホームページに掲載する予定です。（[名古屋市:道路・川・みどり（事業向け情報）](#)に掲載予定です。）